

## ローンカード規定

### 第1条（カードの発行）

(1) ローンカード（以下「カード」といいます。）は、カードローン当座勘定貸越契約書（以下「ローン契約書」といいます。）にもとづき、当行が発行するものとします。

(2) カードの発行・再発行にあたっては、当行の定める手数料をいただく場合があります。

### 第2条（カードの利用）

(1) カードは当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関（以下「提携銀行」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「自動機」といいます。）を使用して、貸越金の支払を受ける場合（以下貸越金の支払を受けるときを単に「出金」といいます。）に利用することができます。

(2) その他当行所定の取引をする場合

### 第3条（自動機による当座貸越口座への入金）

(1) 自動機を使用して当座貸越口座（以下「貸越口座」といいます。）に預入れ（以下「入金」といいます。）をする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。

(2) 自動機による入金は、自動機の種類により当行所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの入金は、当行所定の枚数による金額の範囲内とします。

#### **第4条（自動機による出金）**

- (1) 自動機を使用して出金する場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、  
自動機にカード（当行の自動機の場合は、通帳の同時挿入により記帳もできます）  
を挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳お  
よび借入請求書の提出は必要ありません。
- (2) 自動機による出金は、自動機の種類により当行または提携先所定の金額単位とし、  
1回あたりの出金は、当行または提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日  
あたりの出金は当行所定の金額の範囲内とします。
- (3) 自動機を使用して出金する場合に、借入請求金額と第5条第1項に規定する自動  
機利用手数料金額との合計額が出金することのできる金額をこえるときは、その出  
金はできません。

#### **第5条（自動機利用手数料等）**

- (1) 自動機を使用して出金する場合には、当行および提携先所定の自動機・振込機の  
利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。
- (2) 自動機利用手数料は、出金時に、通帳および借入請求書なしで、その出金をした  
貸越口座から自動的に引落します。なお、提携先の自動機利用手数料は、当行から  
提携先に支払います。

#### **第6条（自動機故障等の取扱い）**

- (1) 停電、故障等により自動機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に

限り、当行本支店の窓口でカードにより入金することができます。

(2) 停電、故障等により当行の自動機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行が自動機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行本支店の窓口でカードにより出金することができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。

(3) 前項による出金をする場合には、当行所定の借入請求書に氏名、金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。この場合、当行所定の本人を確認できる書類の提出をお願いすることがあります。

#### **第7条（カードによる入出金金額等の通帳記入）**

カードにより入金した金額、出金した金額、自動機利用手数料金額、振込の通帳記入は、通帳が当行の自動機もしくは当行の通帳記帳機で使用された場合または当行本支店の窓口で提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。

#### **第8条（カード・暗証の管理等）**

(1) 当行は、自動機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ出金を行います。

(2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないように管理してください。カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合、

または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる出金停止の措置を講じます。

(3) カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

## **第9条（偽造カード等による出金等）**

偽造または変造カードによる出金があった場合には、カードおよび暗証の管理について契約者等の責に帰すべき事由がなかったことを当行が確認できた場合に、当行補償規定の範囲内で当行が責任を負います。

この場合、本人は当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

## **第10条（盗難カードによる出金等）**

(1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用された際に生じた出金につ

いては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して、当行補償規定の範囲内で当行へ損害額を請求することができます。

- ①カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
- ②当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
- ③当行に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること。

(2) 前項の請求がなされた場合、当該出金が本人の故意による場合を除き、当行は、

当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを

得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。) 前の日以降になされた出金にかかる損害のうち、当行補償規定の範囲内に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんします。

ただし、当該出金が行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、また本人に過失がないことを当行が確認できた場合とします。

(3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な出金が最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合は、適用されないものとします。

(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。

① 当該出金が行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ次のいずれかに該当する場合

A 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合

B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人(家政婦などをいいます。)によって行われた場合

C 本人が、当行に対し被害状況に関する重要な事項について偽りの説明を行った場合

② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

## **第11条（カードの紛失、届出事項の変更等）**

カードを紛失した場合、または氏名、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により届出してください。

## **第12条（カードの再発行等）**

- (1) カードの盗難、紛失等の場合のカード再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただくことがあります。

## **第13条（自動機の操作等）**

自動機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先の自動機を使用した場合の提携先の責任についても同様とします。

## **第14条（ローンの有効期限）**

- (1) ローンの有効期限はローン契約書に定める契約期限とします。
- (2) ローン契約書に定める当行との約定により契約期限が延長された場合には、ローンの有効期限を自動的に延長します。
- (3) ローン契約書に定める当行との約定によりこの取引が終了した場合には、使用中のカードはカード記載の有効期限のいかんにかかわらず無効とします。

## **第15条（解約等）**

- (1) ローン契約の解約または終了に際しては、カードを直ちに返却してください。

(2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの使用を不相当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当行から請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。

(3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

① 第16条に定める規定に違反した場合

② 貸越口座に関し、最終の入金または出金から当行が別途表示する一定の期間が経過した場合

③ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

#### **第16条（譲渡、質入れ等の禁止）**

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

#### **第17条（規定の適用）**

この規定に定めのない事項については、当行カードローン取扱規定により取扱います。

以 上